5・1定 陳情第25号

受付年月日	4. 12. 28	付託委員会	民 生
提 出 者 ●●●●●●●●●●●●●●			
提出者	いらの説明ね	希望の有無	有・無
	件名	と 要 旨	

(件 名) 国民健康保険料分割納付等に関することについて

(要 旨)

旭川市の国民健康保険料は全国・全道のトップクラスであり、低所得者世帯の国民健康保険料は年間所得の20パーセントを超えているにもかかわらず、減免制度の拡充もなく、生存権を侵害するものとなっている。

国民健康保険料に憲法第84条の租税法律(条例)主義の趣旨が適用されることは、旭川地裁及び札幌高裁・最高裁が判示するところであり、その趣旨は「誰でも読んで分かること、明確であること」が原則とされている。

旭川市が実施している「国民健康保険料等の分割納付(事実上の徴収猶予・減免)」は、一部の市民しか知らず、このような実態は租税法律(条例)主義の趣旨に反すると言わざるを得ない。

したがって、国民健康保険料の引下げ等を求める市民の立場から、次の事項を実施するよう陳 情する。

陳情事項

- 1 国民健康保険料等の分割納付について、適用件数及び適用金額を情報開示(情報公開)すること。
- 2 国民健康保険料等の分割納付についての説明文を置くなど、市民に知らせること。
- 3 国民健康保険料における低所得者減免等及び医療費一部負担金における減免期間の延長等の 減免措置を拡充すること。